令和８年度愛知県主任相談支援専門員研修　実施要領

１　目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健､医療､福祉､就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とする。

２　実施主体

愛知県

３　募集人数（定員を超過した場合は、受講者を選考します。）

４２名

４　申込期限

令和８年１１月２５日（水）１７時　期限厳守

５　研修対象者（受講要件）

研修対象者は、障害者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員とする。

具体的には、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を果たすことができる者を養成する観点から、下記の要件①、②、③をすべて満たす者とする。

要件①　相談支援従事者現任研修の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（※１）に従事した期間が、通算して３年（36 ヶ月）以上である者（※２）

※１　指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所､地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業、基幹相談支援センター

※２　地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。

要件②　以下のいずれかを満たす者

ア　基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有すると市町村が認める地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。

イ　都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。

ウ　その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者で、都道府県が適当と認める者であること｡(相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者と考える理由を、これまでに取り組んだ実績等を踏まえた上で、任意の様式で作成し県へご提出ください。)

要件③　受講後、愛知県相談支援従事者研修の講師として参加できる者

６　研修日程及び場所

区分	開催日	開催場所
講義	令和８年12月下旬～令和９年１月12日(火) ※配信開始日は予定	オンデマンド配信
演習※ （講義含む）	令和９年１月13日（水）　9:25～17:45	ウインクあいち　１２０４室 名古屋市中村区名駅４丁目4-38
	令和９年１月14日（木）　9:25～17:25	
	令和９年１月18日（月）　9:25～17:10	
	令和９年１月21日（木）　9:25～16:15	

※　演習の開始時刻及び終了時刻は予定です。

７　申込方法等

市町村が、推薦順位を付して受講者を推薦することとする。

(1) 提出書類

ア「令和８年度愛知県主任相談支援専門員研修受講者推薦書」（様式１）

イ「令和８年度愛知県主任相談支援専門員研修受講者推薦及び申込書」（様式２）

※　様式１は、各市町村が作成し、県へ提出するものとします。（市町村→県）

※　様式２は、各市町村が推薦する受講者が作成し、法人代表者から推薦を受けて、市町村に提出するものとします。（事業所→市町村→県）

様式２の様式（データ）は、各市町村から受講者に送付してください。

(2) 申込先

愛知県福祉局障害福祉課地域生活支援グループ

(3) 申込期限（再掲）

令和８年１１月２５日（水）１７時　期限厳守

(4) 推薦にあたっての留意事項

ア　当研修の目的は、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者の養成です。

また、実務経験を満たしたうえで当研修を修了した者は、「主任相談支援専門員」となりますが、主任相談支援専門員については、国が実施した当研修の講師向け研修（国研修）において、下記のとおり説明がありました。

○主任相談支援専門員の役割や責務　（国研修テキスト抜粋）

- 事業加算を取得するための主任養成ではない
- 中立公正（利用者中心）による業務指針
- 相談支援専門員の養成にかかる実習時の助言、指導
- 基本相談支援を実施する能力を基盤にし、適切なサービス等利用計画案を作成する現場での実地教育を行う
- 要望苦情に対する解決への取り組み
- 相談支援体制の強化と地域づくりの推進役・主任の役割

当研修の修了者には、研修修了後、事業所や法人のためだけではなく、地域全体に対して役割を担うことが求められます。継続的に相談支援業務に従事できる者を御推薦いただくとともに、役割を踏まえて順位付けをしてください。

イ　相談支援従事者研修（現任、初任者）の実習受入機関及び受入において中心的な役割を担う方を考慮して、当研修の受講者の推薦及び順位づけをしてください。

ウ　当研修を修了した方が地域で担う役割（地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなどの中核的な役割）を考慮して、基幹相談支援センターの職員や委託相談支援事業所の職員等で地域の人材育成、地域づくりに関わる者を優先してください。

エ　各市町村からの推薦者数に上限は設けませんが、定員を超過した場合は、受講者を選考させていただきます。

８　受講決定

○提出書類の記載事項により受講の可否を決定し、愛知県障害福祉課から市町村あてに、令和８年１２月中旬（予定）に通知する。

○応募者が多数の場合は、市町村の推薦順位を尊重しつつ、事業所の属性を考慮して受講者を決定する。

９　修了証書の交付、修了者名簿の管理

(1) 修了証書の交付

県は定められた全日程について出席した者に対して修了証書番号、修了年月日、氏名等を記載した修了証書を交付する。

(2) 修了者名簿の管理

県は、上記(1)に掲げる事項を記載した研修修了者名簿を作成し、管理する。
また、推薦市町村に対して受講結果（修了又は未修了）を通知する。

10　その他の案内

(1) 当研修は、事前課題を予定しています。詳細については、受講決定時（１２月中旬）に通知します。

(2) 研修修了の条件は、定められた期日までに課題を提出すること及び全日程を受講することです（講義については、オンデマンド配信による動画をすべて視聴のうえ、指定する期日までにレポートを提出し、所定の成績を収めること。）。遅刻・中抜け・早退は認めません。（以後の受講継続ができません。）また、受講者御自身で課題に取り組んでいない場合は、研修日程途中であっても受講決定を取り消します。
また、受講態度等に問題がある場合は、研修修了証書をお渡ししない場合があります。

(3) 受講料は無料です。

(4) 演習は集合して行いますので、体調管理には十分御注意の上、感染症が疑われる場合には医療機関の意見を仰ぐなど適切な御判断をお願いいたします。